

病虫害防除技術情報第7号

令和8年9月17日
三重県病虫害防除所

ナガエツルノゲイトウが県内で確認されました。水田への侵入に注意しましょう。

- 1 対象作物：水稻
- 2 雑草名：ナガエツルノゲイトウ
- 3 発生地域：県内
- 4 発生状況及び生態、形態
 - (1) 国内では平成元年に兵庫県で初めて見つかり、30都府県(令和7年11月現在)で確認されている特定外来生物です。
 - (2) 県内での発生報告はありましたが、改めて状況を確認したところ、令和8年9月上旬に、ナガエツルノゲイトウの群落を確認しました。
 - (3) ナガエツルノゲイトウは茎や根の断片から栄養繁殖を行い、増殖力が非常に強いといわれています。
 - (4) 開花期は4月から10月ですが、国内で発生している系統は種子を生産しません。
 - (5) 乾燥に対して非常に強く、水陸両生です。
 - (6) 気温が4℃以下で生育は止まりますが、地上部が枯れた後も、地中深くまでおろした根は0℃以下の冬の寒さにも耐え越冬します。
 - (7) ナガエツルノゲイトウは葉の脇から花柄を伸ばし、花をつけるため(図1)、ツルノゲイトウ(図2)とは見分けることができます。



図1 ナガエツルノゲイトウ



図2 ツルノゲイトウ

5 今後の対策

- (1) 特定外来生物に指定されているため、生きたままの栽培、保管・運搬、譲渡、放出は禁止されています。
- (2) 水稻収穫後に水田へのナガエツルノゲイトウの侵入の有無を確認し、侵入している場合は、耕起前に非選択性茎葉処理除草剤で防除をしてください。
- (3) 水田畦畔における刈払い(機械除草)は茎断片の拡散を助長するので、ナガエツルノゲイトウが発生している場合には、刈払い機は絶対に使用しないでください。
- (4) 水田(移植水稻の本田防除)では、水稻及びナガエツルノゲイトウの生育に応じて、多年生雑草又は多年生広葉雑草に登録のある除草剤を使用してください。
- (5) 畦畔では、非選択性茎葉処理除草剤を使用してください。
- (6) 水路で繁茂した場合は、除去が必要です。また、断片が残るとそれから再生し拡散しますので、水路からの除去は取りこぼしがないように、地域で協力して行いましょう。
- (7) 除去したナガエツルノゲイトウは、アスファルト等に敷いたビニールシートの上に置き、根付かないようにしましょう。
- (8) ナガエツルノゲイトウが発生しているほ場で作業する場合、農機具に付着して拡散する恐れがあるため、作業は発生していないほ場から行いましょう。また、発生しているほ場での作業後は、他のほ場へ移動する前に農機具(ロータリー等)に付着した土や草をしっかりと落としましょう。
- (9) 現在、水田への侵入確認はされていませんが、蔓延拡大する前に早期に発見し対処することが重要です。また、水田への侵入が確認された場合は最寄りの農業改良普及センターまたは病害虫防除所等への報告をお願いします。
- (10) 見分け方や防除方法等は、農林水産省、環境省、農業・食品産業技術総合研究機構が発行した「ナガエツルノゲイトウ駆除マニュアル」に詳しく記載されていますので、以下よりご参照ください。

ナガエツルノゲイトウ 駆除マニュアル

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kankyo/kankyo_hozen/attach/pdf/nagae-33.pdf

6 問い合わせ先

- ① 本技術情報に関すること

三重県病害虫防除所 電話:0598-42-6365

② 農地(水田や畦畔)での防除に関すること

三重県中央農業改良普及センター 電話:0598-42-6323

③ 農地外での発生に関すること

三重県農林水産部みどり共生推進課 電話:059-224-2578

及び市町農業担当課

農薬はラベルの表示を確認して、正しく使用してください。
